［号を削る。］

［号を削る。］

一　［略］
二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　自己資本比率告示第十九条及び第十九条の二に規定する基準に関する開示事項
七　［略］
八　［略］
九　連結レバレッジ比率に関する事項

3　第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

4　第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載するものを要しない。

（別紙様式第十号）

［別紙３－１］

（別紙様式第十一号）

［別紙３－２］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　連結における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額
七　連結総所要自己資本額
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　［同上］
［号を加える。］
十三　［同上］
十四　［同上］
［号を加える。］

3　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4　第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載するものを要しない。

［別紙様式を加える。］

［別紙様式を加える。］

（別紙様式第十号）　別紙３－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（単体）	国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	八の前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1　普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額						
2　Ｔｉｅｒ１資本の額						
3　総自己資本の額						
リスク・アセット						
4　リスク・アセットの額						
自己資本比率						
5　普通出資等Ｔｉｅｒ１比率						
6　Ｔｉｅｒ１比率						
7　総自己資本比率						
資本バッファー						
8　資本保全バッファー比率						
9　カウンター・シクリカル・バッファー比率						
10　ＧーＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率						
11　最低単体資本バッファー比率						
12　単体資本バッファー比率						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「ＧーＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第三十一条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b　「資本バッファー」の項番８から項番12までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない。

c　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。（ｂに該当する場合には、当該項は削除することができる。）

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。